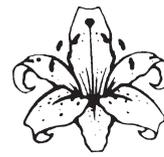


神奈川県公報



県の花：山ゆり

令和6年3月6日(水曜日)

号外第9号

目次	ページ
○告示 神奈川県薬物濫用防止条例による知事指定薬物の指定(健康医療・薬務課)	1

告示

神奈川県告示第97号

神奈川県薬物濫用防止条例(平成27年神奈川県条例第10号)第10条第1項の規定により、次のとおり知事指定薬物として指定し、令和6年3月7日から施行する。

令和6年3月6日

神奈川県知事 黒岩祐治

1 知事指定薬物の名称

- 化学名 (8R)-N-メチル-N-(プロパン-2-イル)-6-メチル-9,10-ジデヒドロエルゴリン-8-カルボキシアミド及びその塩類(通称名 MiPLA、MIPLA、N-Methyl-N-isopropyl lysergamide)
- 化学名 2-[[[4-ブトキシフェニル]メチル]-5-ニトロ-1H-ベンゾ[d]イミダゾール-1-イル]-N,N-ジエチルエタン-1-アミン及びその塩類(通称名 Butonitazene)
- 化学名 1-(ベンゾ[d][1,3]ジオキサソール-5-イル)-2-(プロピルアミノ)ブタン-1-オン及びその塩類(通称名 N-Propylbutylone、Putylone、bk-PBD B)

2 指定の理由

1の薬物は、中枢神経系の興奮等の作用を有する蓋然性が高く、かつ、人の身体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生するおそれがあるものであって、県の区域内において濫用されるおそれがあるため

購読料

一箇月二、九三〇円 一箇年三、五、一六〇円
(消費税・地方消費税・送料込み)
本号一部四三四円(消費税及び地方消費税込み)

発行

横浜市中央区日本大通一
神奈川県政策部政策課
電話横浜(〇四五)二一〇一一一

印刷

横浜市鶴見区矢向三一五二七
野崎印刷紙器株式会社
電話横浜(〇四五)五七一三三〇八

毎週火曜日及び金曜日発行

この公報は再生紙を使用しています